



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年1月24日金曜日 第73号

### ◇ 目 次 ◇

地籍調査の成果の認証.....（農政課）.....35

河川整備計画の変更.....（河川課）.....35

基本測量の終了の通知.....（道路維持課）.....35

道路の区域変更（県道新居浜東港線）.....（東予地方局管理課）.....35

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）.....36

道路の区域変更（県道高茂岬船越線）.....（南予地方局愛南土木事務所）.....36

指定道路の指定.....（南予地方局八幡浜土木事務所）.....36

### 教育委員会規則

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備等に関する規則.....（高校教育課）.....36

### 教育委員会訓令

愛媛県教職員安全衛生管理規程及び愛媛県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令.....（教育総務課）.....38

## 告 示

### ○愛媛県告示第59号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年1月24日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
新居浜市	東田の一部、光明寺の一部	平成28年度から平成30年度まで	新居浜市（東田の一部、光明寺の一部）の地籍図及び地籍簿
四国中央市	金生町山田井9	平成29年度から平成30年度まで	四国中央市（金生町山田井9）の地籍図及び地籍簿

#### 2 認証年月日

令和2年1月24日

### ○愛媛県告示第60号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、肱川水系河川整備計画【中下流圏域】を次のとおり変更した。（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁並びに中予地方局建設部、大洲土木事務所及び西予土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

令和2年1月24日

愛媛県知事 中村時広

### ○愛媛県告示第61号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和2年1月24日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 作業期間 令和元年7月22日から10月31日まで
- 作業地域 松山市、四国中央市

### ○愛媛県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年1月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	新居浜東港線	新居浜市観音原町甲941番19から 同市東田一丁目甲1234番2まで	旧	メートル 10.0～18.8 及び 20.3～37.0	キロメートル 0.770 及び 0.202	
			新	10.0～18.8 及び 11.3～37.0	0.770 及び 0.462	

○愛媛県告示第63号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年1月24日

愛媛県中予地方局長 尾崎幸朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建（開）第42号 令和2年1月16日	伊予郡松前町大字筒井字金平607番1、609番3	松山市朝生田町2丁目13番17号 株式会社 伊藤組

○愛媛県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年1月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町樽見228番2から 同町樽見181番2まで	旧	メートル 7.6~14.0	キロメートル 0.058	
			新	9.3~14.0	0.058	

○愛媛県告示第65号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和2年1月24日

愛媛県南予地方局長 大北秀

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和2年1月14日

3 指定道路の位置

喜多郡内子町平岡甲378番4、甲379番4、甲380番1の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 51.79メートル

(2) 幅員 4.50メートル

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第1号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備等に関する規則を次のように定める。

令和2年1月24日

愛媛県教育委員会

教育長 三好伊佐夫

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備等に関する規則

（技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正）

第1条 技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（昭和27年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第14条 省略</p> <p>（会計年度任用職員の休日、休暇、勤務時間等）</p> <p>第15条 職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの休日、休暇、勤務時間等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して別に定める。</p> <p>第16条 省略</p>	<p>第14条 省略</p> <p>第15条 省略</p>

（愛媛県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正）

第2条 愛媛県市町立学校職員の人事評価に関する規則（昭和33年愛媛県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(人事評価の種類及び実施の時期)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p><u>5 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対する第2項及び第3項の規定の適用については、第2項中「11月1日」とあるのは「1月1日」と、第3項中「5月」とあるのは「15日」とする。</u></p> <p>(評価者及び調整者)</p> <p><b>第6条</b> 評価者及び評価の調整を行う者(以下「調整者」という。)は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">被評価者</th> <th style="width: 25%;">評価者</th> <th style="width: 45%;">調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>職員(ウを除く。)</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td><u>会計年度任用職員</u></td> <td><u>会計年度任用職員</u> <u>所属する学校の校長</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p>		被評価者	評価者	調整者	省略				イ	職員(ウを除く。)	省略		ウ	<u>会計年度任用職員</u>	<u>会計年度任用職員</u> <u>所属する学校の校長</u>		<p>(人事評価の種類及び実施の時期)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>(評価者及び調整者)</p> <p><b>第6条</b> 評価者及び評価の調整を行う者(以下「調整者」という。)は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">被評価者</th> <th style="width: 25%;">評価者</th> <th style="width: 45%;">調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>職員</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p>		被評価者	評価者	調整者	省略				イ	職員	省略	
	被評価者	評価者	調整者																										
省略																													
イ	職員(ウを除く。)	省略																											
ウ	<u>会計年度任用職員</u>	<u>会計年度任用職員</u> <u>所属する学校の校長</u>																											
	被評価者	評価者	調整者																										
省略																													
イ	職員	省略																											

(愛媛県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

**第3条** 愛媛県立学校職員の人事評価に関する規則(昭和33年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(人事評価の種類及び実施の時期)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p><u>5 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対する第2項及び第3項の規定の適用については、第2項中「11月1日」とあるのは「1月1日」と、第3項中「5月」とあるのは「15日」とする。</u></p> <p>(評価者及び調整者)</p> <p><b>第6条</b> 評価者及び評価の調整を行う者(以下「調整者」という。)は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">被評価者</th> <th style="width: 25%;">評価者</th> <th style="width: 45%;">調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>職員(ウを除く。)</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td><u>会計年度任用職員</u></td> <td><u>会計年度任用職員</u> <u>所属する学校の校長</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p>		被評価者	評価者	調整者	省略				イ	職員(ウを除く。)	省略		ウ	<u>会計年度任用職員</u>	<u>会計年度任用職員</u> <u>所属する学校の校長</u>		<p>(人事評価の種類及び実施の時期)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>(評価者及び調整者)</p> <p><b>第6条</b> 評価者及び評価の調整を行う者(以下「調整者」という。)は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">被評価者</th> <th style="width: 25%;">評価者</th> <th style="width: 45%;">調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>職員</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p>		被評価者	評価者	調整者	省略				イ	職員	省略	
	被評価者	評価者	調整者																										
省略																													
イ	職員(ウを除く。)	省略																											
ウ	<u>会計年度任用職員</u>	<u>会計年度任用職員</u> <u>所属する学校の校長</u>																											
	被評価者	評価者	調整者																										
省略																													
イ	職員	省略																											

(指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部改正)

**第4条** 指導力不足等教員の取扱いに関する規則(平成15年愛媛県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において「教員」とは、愛媛県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の任命に係る教諭、養護教諭、栄養</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において「教員」とは、愛媛県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の任命に係る教諭、養護教諭、栄養</p>

教諭、助教諭、養護助教諭及び講師 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ をい  
う。

2・3 省略  
(指導改善研修)

第9条 省略

2 省略

3 県教育委員会は、前項の指導改善研修の期間内において、当該指導改善研修を受けている者が地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条第2項の規定による休職、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定による育児休業その他やむを得ない事情により一定期間当該指導改善研修を受けることができなくなったときは、当該指導改善研修の命令を解除することができる。

4~6 省略  
(免職及び採用又は転任)

第12条 県教育委員会は、前条第1項第3号に該当すると認定された指導力不足等教員について、地公法第28条第1項の規定による免職のほか、次の各号に掲げる教員にあっては、それぞれ当該各号に定める措置を執ることができる。

- (1) 市町の設置する学校に勤務する教員(地公法第22条の2第1項の規定により採用された者(以下「会計年度任用職員」という。))、同法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者(以下「再任用職員」という。))及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項若しくは第2項、第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用された者(以下「任期付職員」という。)を除く。) 地教行法第47条の2第1項の規定により免職し、引き続いて県教育委員会が任命権を有する常時勤務を要する職(指導主事並びに校長及び教員の職を除く。以下「県教育委員会の職」という。)に採用すること。
- (2) 県立学校に勤務する教員(会計年度任用職員、再任用職員及び任期付職員を除く。) 県教育委員会の職に転任させること。

教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)をい  
う。

2・3 省略  
(指導改善研修)

第9条 省略

2 省略

3 県教育委員会は、前項の指導改善研修の期間内において、当該指導改善研修を受けている者が地公法 \_\_\_\_\_ 第28条第2項の規定による休職、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定による育児休業その他やむを得ない事情により一定期間当該指導改善研修を受けることができなくなったときは、当該指導改善研修の命令を解除することができる。

4~6 省略  
(免職及び採用又は転任)

第12条 県教育委員会は、前条第1項第3号に該当すると認定された指導力不足等教員について、地公法第28条第1項の規定による免職のほか、次の各号に掲げる教員にあっては、それぞれ当該各号に定める措置を執ることができる。

- (1) 市町の設置する学校に勤務する教員(地公法 \_\_\_\_\_ 第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者 \_\_\_\_\_ 及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項若しくは第2項、第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用された者 \_\_\_\_\_ を除く。) 地教行法第47条の2第1項の規定により免職し、引き続いて県教育委員会が任命権を有する常時勤務を要する職(指導主事並びに校長及び教員の職を除く。以下「県教育委員会の職」という。)に採用すること。
- (2) 県立学校に勤務する教員 \_\_\_\_\_ 県教育委員会の職に転任させること。

(臨時職員の給与規則及び産休補助職員及び育児休業補助職員の給与規則の廃止)

第5条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 臨時職員の給与規則(昭和34年愛媛県教育委員会規則第5号)
- (2) 産休補助職員及び育児休業補助職員の給与規則(昭和53年愛媛県教育委員会規則第9号)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局  
教 育 機 関

愛媛県教職員安全衛生管理規程及び愛媛県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年1月24日

愛媛県教育委員会  
教育長 三 好 伊佐夫

愛媛県教職員安全衛生管理規程及び愛媛県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

(愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部改正)

第1条 愛媛県教職員安全衛生管理規程(平成21年愛媛県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 教職員 事務局及び事務所等に常時勤務する教職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる者を含む。)、県立学校に常時勤務する教職員並びにこの訓令を適用することが適当と認められる者で教育長が定めるものをいう。</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>(健康管理)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 安全衛生管理者は、教育委員会が地方公務員法_____第42条の規定により実施する事業に教職員を参加させるよう努めなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 教職員 事務局及び事務所等に常時勤務する教職員(臨時職員_____を含む。)、県立学校に常時勤務する教職員並びにこの訓令を適用することが適当と認められる者で教育長が定めるものをいう。</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>(健康管理)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 安全衛生管理者は、教育委員会が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定により実施する事業に教職員を参加させるよう努めなければならない。</p>

(愛媛県教育委員会文書管理規程の一部改正)

第2条 愛媛県教育委員会文書管理規程(平成30年愛媛県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																		
<p>別表(第51条関係) 文書保存期間基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">保存期間の種別</th> </tr> <tr> <th>長期</th> <th>10年</th> <th>5年</th> <th>3年</th> <th>1年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人事、福利厚生等</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>会計 年度任 用職員 の任免 _____に 関 する文 書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	保存期間の種別					長期	10年	5年	3年	1年	省略						人事、福利厚生等	省略								会計 年度任 用職員 の任免 _____に 関 する文 書				省略					省略						<p>別表(第51条関係) 文書保存期間基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">保存期間の種別</th> </tr> <tr> <th>長期</th> <th>10年</th> <th>5年</th> <th>3年</th> <th>1年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人事、福利厚生等</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>臨時 職員の 任免及 び日々 雇用職 員の雇 用に関 する文 書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	保存期間の種別					長期	10年	5年	3年	1年	省略						人事、福利厚生等	省略								臨時 職員の 任免及 び日々 雇用職 員の雇 用に関 する文 書				省略					省略					
項目		保存期間の種別																																																																																	
	長期	10年	5年	3年	1年																																																																														
省略																																																																																			
人事、福利厚生等	省略																																																																																		
			会計 年度任 用職員 の任免 _____に 関 する文 書																																																																																
	省略																																																																																		
省略																																																																																			
項目	保存期間の種別																																																																																		
	長期	10年	5年	3年	1年																																																																														
省略																																																																																			
人事、福利厚生等	省略																																																																																		
			臨時 職員の 任免及 び日々 雇用職 員の雇 用に関 する文 書																																																																																
	省略																																																																																		
省略																																																																																			

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。